

令和6年度指定居宅介護支援事業者指導計画

令和6年9月6日
いきいき健康課

1 趣旨

本市が指定する指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）に対する指導・監査について、介護保険法（平成9年法律第123号）、水俣市指定居宅介護支援事業者指導監査要綱（平成30年告示第23の3号。以下「市指導監査要綱」という。）に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 指導の方針

指定居宅介護支援事業者等の指導は、「利用者の自立支援に資する居宅介護支援が提供されているか、適正な保険給付、指定基準が遵守されているか、個人情報保護に関して適切な措置を講じているか。」等の項目について重点をおいて実施する。

また、重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑いがある場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、速やかに監査の実施及び県への通報等を行うものとする。

3 指導の対象サービス及び実施方法

（1） 集団指導・・・すべての指定居宅介護支援事業者が対象

集団指導は、適正な居宅介護支援を提供するための事業者に対する必要な情報伝達を行う場と位置付け、特に遵守すべき介護保険関係法令や居宅介護支援の取扱い、介護報酬請求に関する事項等【介護報酬算定の加算・減算等】の周知徹底及び過去に行った実地指導（運営指導）等の改善を指導した項目の確認等に重点をおいて、実施するものとする。

（2） 実地指導（運営指導）・・・一部の指定居宅介護支援事業者が対象

実地指導（運営指導）は、新規（更新）指定事業所及び苦情や通報があり、指導が必要とされる事業所に対して、原則行うものとし、その他の事業所は必要に応じて行うものとする。

4 実地指導（運営指導）の重点事項等

実地指導（運営指導）に当たっては、介護サービスの実施状況指導、運営体制指導及び報酬請求指導に主眼を置いて行うものとする。

介護サービスの実施状況指導及び運営体制指導として、一連のケアマネジメントプロセスが取られているか等の確認を行い、報酬請求指導としては、各種加算等について算定条件に基づいた運営及び請求がされているかの確認を行うものとし、指導の重点事項等を次のとおり定めて実施する。

（1） 基本方針及び基本取扱方針等に基づく居宅介護支援の提供

- ① 利用者の自立支援
- ② サービスの総合的、効率的な提供
- ③ 利用者本位の公正中立な運営
- ④ 苦情、事故等があった場合の適切な対応

（2） 介護報酬の適正な算定

- ① 基準要件に適合した適正な加算又は減算の算定

5 監査

監査は、人員及び運営に関する基準違反の疑いがある場合などに、市指導監査要綱に定めるところにより実施する。

(2) 監査実施の判断基準等

- ① 内部告発、利用者及びその家族などから情報提供を受けて、指定基準違反、不適正な運営又は不正な介護報酬の請求であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ② 実地指導（運営指導）中に、著しい運営基準違反が確認され、利用者の生命又は身体の安全に危険がある場合や、著しく不正な介護報酬の請求が認められる場合。
- ③ 複数の市町村から指定を受けていて、合同監査が必要と認められる場合
- ④ その他特に監査が必要と認められる場合

6 本年度の実地指導（運営指導）の対象事業所及び月次計画

No.	事業所名	法人名	選定理由	実施月
1	ケアプランセンターきみしま	株式会社キミシマ	6年周期の順番に該当するため	10月
2	在宅総合ケアセンター協立	社会医療法人 芳和会	6年周期の順番に該当するため	11月